

特 定 間 伐 等 促 進 計 画

鳥 取 県 湯 梨 浜 町

平 成 2 1 年 3 月

1 特定間伐等促進計画の目標

間伐等の実施の促進に関する特別措置法第3条の規定により定められた鳥取県の基本方針によると、県下の間伐等の実施の促進に関する基本方針では、特定間伐等の実施の促進の目標として、21,000ヘクタールの間伐の実施を掲げており、これは平成14年度から18年度の実績と比較すると大幅な増加となっている。

湯梨浜町の平成13年度から17年度の5ヶ年間の間伐実施面積は、143ヘクタール(年平均28.6ヘクタール)であるが、県の基本方針や当町の間伐の実施状況を勘案して、平成20年度から24年度までの5ヶ年間で172ヘクタール(年平均34.4ヘクタール)の間伐を行うことを湯梨浜町特定間伐等促進計画の目標とする。

2 特定間伐等促進計画の区域

鳥取県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に基づき、湯梨浜町における特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐
 - (2) 造林
 - (3) 作業路網
- } 別紙のとおり

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

間伐実施主体	事業 実施年度	所 在 場 所				間伐を実施する森林の現況				間伐の内容			図面番号 または 林小班名	備 考
		都道府県	市町村	大 字 または 林 班	地 番 または 小 班	面 積	樹 種 または 相 林	林 齢	適 用	間伐の方法	間伐率 (材積率)	間 伐 立木材積		
施業計画認定請求者		森林施業計画番号【19-1】のとおり				60.05	森林施業計画番号【19-1】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-1】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者		森林施業計画番号【20-2】のとおり				11.02	森林施業計画番号【20-2】のとおり			切捨	森林施業計画番号【20-2】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者		森林施業計画番号【17-1】のとおり				10.12	森林施業計画番号【17-1】のとおり			切捨	森林施業計画番号【17-1】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【19-2】のとおり				11.09	森林施業計画番号【19-2】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-2】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【19-3】のとおり				8.67	森林施業計画番号【19-3】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-3】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【19-4】のとおり				4.62	森林施業計画番号【19-4】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-4】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【19-5】のとおり				7.02	森林施業計画番号【19-5】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-5】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【19-6】のとおり				11.19	森林施業計画番号【19-6】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-6】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【19-7】のとおり				18.61	森林施業計画番号【19-7】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-7】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【19-8】のとおり				19.84	森林施業計画番号【19-8】のとおり			切捨	森林施業計画番号【19-8】のとおり		造林補助事業	
施業計画認定請求者等		森林施業計画番号【20-1】のとおり				9.77	森林施業計画番号【20-1】のとおり			切捨	森林施業計画番号【20-1】のとおり		造林補助事業	
						172.00								

ただし、森林施業計画認定請求者等には、森林施業計画認定請求者のほか鳥取県中部森林組合を含む。

4 造林箇所の保育計画

保育の種類別計画（平成 20 年度から 24 年度の累計）

保育の種類	面積（ha）	備 考
下 刈	116.83	
計	116.83	

5 森林施業の共同化の促進に関する事項

流域内の県、市町、森林管理署、森林組合、森林整備法人、素材生産、林業事業体、木材加工、流通事業体、下流の受益者等が、上流域と下流域の連携を強化し、森林、林業、木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ、森林施業の共同化、高性能林業機械の導入、事業体の体質強化及び林業従事者の育成・確保、国産材の流通・加工体制の整備等生産、流通及び加工における条件整備を下記のとおり計画的かつ総合的に推進し、県産材の安定供給、高付加価値化と需要拡大を図ることとする。

1 森林施業の共同化の促進方向

流域内の森林で、集団化が可能な地域にあっては、町、森林組合等の林業事業体が連携して、森林施業の団地化の普及啓発活動を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業提案活動を推進する。また、森林組合等への施業等の受委託の推進により事業実施体制の整備を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない所有者がほとんどであり、森林所有者も高齢化している状況である。

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあっては、森林組合等による施業の受委託を促進するとともに施業の共同化を図る。特に不在村森林所有者の多い地域では、施業実施協定の締結を促進し、造林、保有及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

さらに、小規模森林所有者や森林管理に消極的な森林所有者に対しては、地区座談会等への参加を呼びかけ、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促すこととする。

6 担い手の育成・確保に関する事項

1 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林家は小規模零細経営のものが多く、農業との複合経営である。そこで、森林施業の共同化及び合理化を進め、林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減等を図ることとする。

2 林業労働者及び林業後継者の育成方策

(1) 林業労働者の育成

雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保等、就労条件の改善に努めるものとする。また、林業従業者の技能の向上を推進し、月給制技術職員として任用できるような技術・技能を有する人材の養成に努めるものとする。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者の育成・確保のため、林業への関心を持ち続け林業に就業しうる環境をつくるとともに、青年林業会議所等若手林業後継者の活動を支援するとともに、経営意欲と企業意識のある林業後継者を育成するものとする。

3 林業事業体の体質強化方策

森林組合等において、施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を図り、優良・強力な林業事業体を育成する。

7 森林施業の合理化に関する事項

1 林業機械化の促進方向

林業従事者の労働環境は劣悪で、機械化による省力化が進んでいない。このため、若者が参入し得る魅力ある就業条件を提供できる状況でなく、今後、素材等の生産性の向上及び重労働作業の軽減を図るため、機械作業システムの導入を促進し、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努める必要がある。

2 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒	町内一円	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー
集 材		林内作業車 小型集材機 タワーヤーダー	林内作業車 小型集材機 タワーヤーダー グラップル フォワーダ
造 林 保有等	地 拵 下 刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝 打	人力	リモコン自動枝打機

3 林業機械の促進方策

林業機械の促進方策は、下記の5点を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

森林組合等によるタワーヤーダー、プロセッサ等の高性能機械の導入促進

林業機械の導入

森林組合等を中心とした作業等による森林施業の機械化の推進

間伐の早急な実施を推進するため、森林組合等の林内作業車、集材機等の導入

高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的参加

4 作業路網等の整備の方向

林道と施業対象地を有機的に連結し、保育・間伐等を効率的に行うための作業道の整備を促進するものとする。特に所有規模の小さい森林が多く、それらの森林について一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林所有者等が共同して作業道を開設・利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めるものとする。

作業道等の整備に当たっては、現地の地形と利用形態に応じた法線選定と、合理的かつ低コストで崩れにくい工法を取り入れた鳥取式作業道を推進する。

注) 作業道等とは、トラック等の走行に用いる作業道と高性能林業機械等の走行に用いる作業路のこととする。

8 間伐材の利用の促進に関する事項

本町における素材の流通、加工については小規模・分散的であるが、今後流域内の他市町と連携をとって振興を図っていく。また、地域で算出された間伐材を有効活用するため、間伐材の利用促進に資する各種事業等を積極的に活用するとともに、間伐計画の情報提供など、製材工場等と連携して間伐材の利用拡大に努めていく。